野田市常勤の特別職の職員の給与の特例に関する条例をここに公布する。

令和８年９月３０日

野田市長　　鈴　木　　有

野田市条例第３０号

野田市常勤の特別職の職員の給与の特例に関する条例

令和８年１０月１日から同月３１日までの間においては、市長、副市長及び教育長の受ける給料については、野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（昭和６３年野田市条例第２号）第３条の規定による給料月額からその額に１００分の１０を乗じて得た額に相当する額を減じる。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

（失効）

２　この条例は、令和８年１０月３１日限り、その効力を失う。